

意見公募要領

1 意見公募対象

「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」答申（案）

2 資料入手方法

意見公募対象については、末尾の連絡先窓口において閲覧に供するとともに、準備が整い次第、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄に掲載することとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス））を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

(1) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室 宛て

併せて、意見の内容を保存したディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は、次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R/RW、DVD±R/RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(2) F A X を利用する場合

F A X 番号： 0 3 - 5 2 5 3 - 5 8 6 3

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室 宛て

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： denkitsushin-bango_atmark_ml.soumu.go.jp

(注) 迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。

「_atmark_」を「@」に置き換えてください。

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室 宛て

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社W o r d ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル）として提出してください。（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5 MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

4 意見提出期限

平成 24 年 1 月 23 日（月）午後 5 時（必着）（郵送の場合についても、同日必着とします。）

5 留意事項

意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口 [e - G o v] (<http://www.e-gov.go.jp>) パブリックコメント・意見募集案内の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室にて配布します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

| 章 | 具体的内容 |
|---------------------------------------|--|
| はじめに | |
| 第1章 携帯電話の電話番号の将来需要について | |
| 第2章 M2Mサービスへの専用番号の割当てについて | |
| 第3章 携帯電話の電話番号の指定方法の変更等について | (1) 携帯電話の電話番号の指定方法の変更について (2) 090-0番号の携帯電話への開放について |
| 第4章 携帯電話の電話番号数の拡大策としての070番号の開放について | (1) 新たな携帯電話の電話番号としての0A0番号の開放について (2) 070番号の開放に伴う事業者対応について (3) 070番号の開放に伴う利用者保護について (4) 070番号の開放の開始時期について |
| 第5章 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入について | (1) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入について (2) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入に伴う事業者対応について (3) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入に伴う利用者保護について (4) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入による公正競争の確保について (5) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入時期について |
| 第6章 電気通信番号の指定要件の在り方について | |
| おわりに | |